

暗号資産交換業者ならびに資金移動業者へのお振込について

インターネットバンキングにおける不正送金や、SNS 型特殊詐欺・ロマンス詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害金、オンラインカジノに係る資金が、暗号資産交換業者ならびに資金移動業者宛に振り込まれる事例が多発しています。

当行では、お客様保護および不正送金対策として、2026年1月 14 日(水)より、ATM および個人インターネットバンキングによる、暗号資産交換業者ならびに資金移動業者宛の口座名義人と異なる振込依頼人に変更して行うお振込みをお断りさせていただきます。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部を制限させていただき、お振込の目的等や、お取引の背景事情についてご確認させていただく場合がございます。

当行は、マネー・ローンダリング等対策を経営上の最重要課題と位置づけ、金融犯罪の防止対策に取組んでおります。

ご不便をおかけいたしますが、お客様に安心・安全に金融サービスをご利用いただくための対応であり、ご理解とご協力をお願ひいたします。

本件に関するお問い合わせ先

(銀行営業日9:00~17:00)
株式会社清水銀行詐欺被害相談窓口
0120-6-43289

(営業時間外のご連絡先)
カードセンター(24時間受付)
054-363-6135

以上